

## 契約保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について

契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。以下同じ。）、履行保証に係る保証証書等に係る取扱いについては、保険会社が交付する公共工事履行保証証券及び履行保証保険証券について、電子証書等閲覧サービスによる電子化されることとなったため、これまでの取扱いとあわせて、契約保証及び前払金保証、履行保証に係る保証証書等に係る取扱いは次のとおり行いますので、お知らせいたします。

なお、具体的な手続きについては、各保証機関（保証事業会社、損害保険会社）に御確認ください。

## 1 電子化の対象となる保証の種類及び保証証書等

保証の種類	保証証書等	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社※1
	公共工事履行保証証券	保険会社※2
	履行保証保険証券	保険会社※2
前払金保証	前払金保証	保証事業会社※1

※1 東日本建設業保証（株）、北海道建設業保証（株）、西日本建設業保証（株）、

※2 あいおいニッセイ同和損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、損害保険ジャパン(株)、大同火災海上保険(株)、AIG 損害保険(株)、東京海上日動火災保険(株)、日新火災海上保険(株)、三井住友海上火災保険(株)

その他、銀行、※2の8社以外の保険会社については、現状どおり紙の取扱いとなります。

## 2 開始時期

令和8年4月1日以降に契約の締結を行う案件から適用します。

## 3 電子証明書等の提出までの流れ

## (1) 前払保証及び前払保証事業会社による契約保証の場合

具体的な手続方法については、別紙1「『電子保証』周知案内リーフレット（東日本建設業保証株式会社作成）」を御参照ください。

なお、認証キーのメール送信先につきましては、次のとおりとなります。

## ア 工事請負契約の契約保証及び前払保証

契約手続時に御案内する契約担当メールアドレスになります。

イ 業務委託契約の契約保証及び前払保証

落札決定後に電話又はメール等でお伝えします。

(2) 履行保証保険及び工事履行保証（履行ボンド）による契約保証の場合

具体的な手続方法については、別紙2「受発注者さま向けマニュアル（一般社団法人日本損害保険協会作成）」を御参照ください。

なお、閲覧用 URL 及び閲覧用パスワードのメール送信先につきましては、次のとおりとなります。

ア 工事請負契約の契約保証及び前払保証

契約手続時に御案内する契約担当メールアドレスになります。

イ 業務委託契約の契約保証及び前払保証

落札決定後に電話又はメール等でお伝えします。

(問合せ先)

川崎市住宅供給公社総務部総務課

庶務係 電話：044-244-7575